

5-02 安全・安心な暮らし



視 点

- 市民が、安心(快適)で安全な生活環境で暮らせるまちにすること
- 市民の生命・財産を守るため災害に強い地域づくりをすること

5-02-01 市民相談

令和8年度の目指す姿

- 誰でも、どんな問題でも安心して気軽に相談できる窓口が提供され、増加が進む高齢者に対しても相談しやすい環境になっています。
- 消費者教育が充実し、トラブルが未然に防止され、消費生活の安心感も高まっています。

前期5年間の検証

- 市民相談や無料法律相談については、一定程度の実績がありニーズがあると捉えていますので、今後も事業の周知を行い、市民の認知度の向上を図ることが重要です。
- 消費者を標的とした詐欺行為などについては、新たな手口の発生などにより、消費者トラブルはなくなる状況であることから、消費者相談の受理件数は減少傾向にあるものの、消費生活相談窓口の設置による相談体制の継続と消費力強化のための教育・啓発などの事業活動を行っていくことが重要です。

現 状 と 課 題

- 市民相談については、市民相談委員による随時対応のほか、平成28年度から無料法律相談を月に1回開催しています。
- 複雑化、超高齢社会を反映して市民生活における法的需要が増加しています。
- 消費者を狙った詐欺は、多様・複雑化しており高齢者だけではなく若年層もターゲットになっており市民生活における需要が増加しています。
- 消費者相談窓口を委託している消費者協会の相談員の高齢化等により、持続可能な相談窓口の確立と機能の強化が課題となっています。

後期5年間の方向性

- 市民からの相談を適切に解決するため、他部署との連携、対応状況や結果の確認を行い、法律的な相談については無料法律相談や市民相談員を紹介し、親切丁寧で迅速な対応を推進します。
- 無料法律相談の弁護士を派遣する旭川弁護士会との連携を密にし、市民の不安、トラブルの迅速な解消のため、相談体制を維持していきます。
- 消費者教育を充実しトラブルの未然防止につなげることで、安全・安心な消費生活を目指します。
- 国(消費者庁)の動向や社会情勢を見据えながら、オンラインでの消費者向けセミナー等の効率的な事業手法に見直していきます。
- 持続可能な消費者相談体制を見据え、消費者協会等と連携を図りながら窓口機能の強化及び相談体制の充実を図っていきます。

数 値 目 標

※現状：R2

指 標 項 目	現 状	R4	R5	R6	R7	R8
消費者協会相談件数 (件)	102	現状以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下	前年度以下

5-02 安全・安心な暮らし

5-02-02 防 犯

令和8年度の目指す姿

- 市民の防犯意識を高め、地域が一丸となった防犯活動を行うことで、犯罪のない安全で安心な地域社会の実現を目指します。
- 夜間における通行の安全と犯罪の防止につながる防犯灯が町内会により維持管理されています。
- 市内に設置された防犯カメラにより、子どもたちへの不審者による声かけ事案をはじめとする様々な犯罪の未然防止の実現を目指します。

前期5年間の検証

- 市内における刑法犯の発生件数は減少が続いていることから、引き続き、犯罪や事故のない安全・安心なまちづくりのため、警察署、防犯協会、留萌市安全安心活動推進委員、町内会、各関係機関との連携により、犯罪防止・抑止等の防犯活動に取り組むことが重要です。
- 市内で発生している様々な犯罪ケースに応じた、防犯啓発活動や広報誌・市ホームページ等の手段を用いた情報発信を実施しています。

現 状 と 課 題

- 市内で発生した児童を狙った声掛け事案、全国的に増加傾向にある高齢者を狙った特殊詐欺の防止について、さらなる防犯対策事業の推進が必要です。
- 刑法犯件数は減少が続いていますが、特殊詐欺の手口が巧妙化し、市内においても被害が発生していることから、犯罪傾向に合わせた防犯対策及び啓発事業が必要です。
- 町内会に対する防犯灯の新設や交換に要する費用の補助制度の活用により、現在1,935灯の街灯が設置され、年間の街灯電気料は、住民組織運営助成金の中で各町内会などに支援し、さらには平成23年度から順次防犯灯のLED化事業を実施してきましたが、LED化した多くの電灯の更新時期を控えている状況です。
- 警察署及び防犯協会の協力により、市内に多くの防犯カメラが設置されています。

後期5年間の方向性

- 暴力追放・防犯都市宣言に基づき、犯罪の抑止力となるような環境づくりに努めるとともに、警察署、留萌市安全安心活動推進委員、防犯協会会員（保護司会）等と連携し、各種防犯（再犯防止）活動を支援及び実践します。
- 様々な犯罪ケースに応じた、継続的かつより効果的な防犯（再犯防止）啓発事業を実施します。（※上記2項目については、「再犯防止等の推進に関する法律」に基づく地方再犯防止計画として位置付けます。）
- 夜間の歩道の安全・安心対策として、町内会に対する防犯灯の新設や交換に要する費用の補助制度を継続し、維持管理の支援を行うとともに、防犯や歩行者の観点から、適切な街灯設置や管理の実態を把握し、町内会と連携して共通認識を図っていきます。
- 警察署及び防犯協会と連携し、防犯カメラの設置に取り組み、全国各地で発生している通学や帰宅途中の子どもたちへの不審者による声かけ事案をはじめとする、様々な犯罪の未然防止と事件・事故発生時の早期解決に取り組んでいきます。

数 値 目 標

※現状：R2

指 標 項 目	現状	R4	R5	R6	R7	R8
刑法犯発生件数 (件)	44	43	42	41	40	39

5-02 安全・安心な暮らし

5-02-03 除 雪

令和8年度の目指す姿

- 大雪に対応するため、道路管理者の連携・事業者と連携体制を図り、幹線道路の通行が確保されます。

前期5年間の検証

- 除雪機械の計画的な更新については、助成事業などを活用し着実に進んでいます。
- 市民雪捨て場については、各関係機関と整備や維持管理の協議を行いながら実施しており、引き続き広報誌等によるPRを実施し制度の利用促進を図ることが重要です。
- 主要幹線道路等の優先的な通行確保については、道路管理者による「除排雪連携協議会」を開催し、効率的かつ効果的な除排雪作業を行うための取り組みを推進しています。

現 状 と 課 題

- 除排雪業務に携わる従事者は高齢化が進んでおり、従事者の確保に苦慮しています。
- 従事者の減少に伴う計画的排雪が難しくなっています。

後期5年間の方向性

- 現行排雪体制を確保していき大雪に対応していきます。
- 市民雪捨て場2箇所を継続して確保していきます。
- 道路管理者による「除排雪連携協議会」を活用し、主要幹線道路（緊急輸送道路・バス路線）等、優先的の道路の確保に努めます。

数 値 目 標

※現状：R2

指 標 項 目	現状	R4	R5	R6	R7	R8
市民雪捨て場利用台数 (千台)	50	37	37	37	37	37
市民雪捨て場利用度 (台/cm)	102	102	102	102	102	102
大雪による通行止め日数 (日)	0	0	0	0	0	0

5-02-04 火災・救急救命

令和8年度の目指す姿

- 応急手当の普及は、傷病者の救命率向上につながり、消防機関の救急業務の効果も高まっています。
- 大規模災害における地域住民の自助能力が向上しています。
- 救急車は緊急で必要な時に利用する車であることから、119番通報する前に本当に救急車が必要か、市民の安心を守るため救急車の適正利用を啓発していきます。

5-02 安全・安心な暮らし

前期5年間の検証

- 救急車の適正利用について、広く市民に周知され、病気やケガに対する自己予防の意識が高まり、救命率が向上しています。
- 入院を必要としない救急出動が増加傾向のため、救急車の適正利用について各事業所へポスター掲出や啓発カードの配布を実施しています。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、1年を通して救命講習等を中止若しくは延期など講習会を不定期に開催しているのが現状であり、これらのことを踏まえ、令和3年度の目標値達成は厳しいことが見込まれます。

現状と課題

- 普通救命講習受講率は、平成30年度まで目標値に対して実績値がわずかに上回っています。
- 令和元年度以降の普通救命講習受講率については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため、北海道に発令された緊急事態宣言期間中の講習会を中止してきたことや不定期な講習会の開催により目標値を下回っており、令和3年度の目標値達成についても厳しいことが見込まれます。
- 災害のない安全・安心なまちづくりを目指し、消防車両・消防団施設の充実強化を図ることができ、災害対応力の向上につながります。

後期5年間の方向性

- 市民にもAED（自動体外式除細動器）の使用が認められていることから、今後も広く周知を継続していくとともに、消防と市民が連携した救命体制の構築を推進していきます。
- AED（自動体外式除細動器）を24時間利用できる事業所等へ協力を求め、救命講習等を通じて市民へのAED（自動体外式除細動器）設置施設の情報を提供していきます。
- 災害のない安全・安心なまちづくりを目指し、消防車両・消防団施設の更新計画を継続しながら災害対応力を向上していきます。

数値目標

※現状：R2

指標項目	現状	R4	R5	R6	R7	R8
普通救命講習受講率 (%)	39.6	40.0	42.0	44.0	46.0	48.0

5-02-05 交通安全

令和8年度の目指す姿

- 市民の交通安全に対する意識が高まることで、市民が当事者となる交通事故の減少を図り、交通事故の少ない安全・安心なまちを目指します。

5-02 安全・安心な暮らし

前期5年間の検証

- 交通事故の発生件数については、目標値に達していませんが、令和2年度中の死亡事故については発生がなかったことから、引き続き市民の交通安全意識・マナーの向上や関係団体と連携した交通安全教室・啓発活動について積極的な取り組みを進めながら、交通死亡事故ゼロ及び交通事故発生件数の減少に向けた啓発活動を推進していくことが重要です。
- 運転免許返納制度及びサポカー（安全運転サポート車）限定免許に関する周知について、警察署や交通安全関係団体との連携や協力のもと、交通安全運動期間中の各種啓発活動やホームページ、広報誌への掲載を実施したことで、高齢者ドライバーへの周知にもつながり、免許返納者及び運転経歴証明書の発行件数が増加しています。

現状と課題

- 安全・安心なまちづくりのため、継続的な交通安全啓発事業の実施が必要です。
- 飲酒運転や酒気帯び運転根絶に向けた啓発活動や運動のさらなる強化が必要です。

後期5年間の方向性

- 児童及び幼児が犠牲となるような悲惨な事故を発生させないためにも、交通安全教育の実施を継続していきます。
- 高齢者の方又はその家族に対し、安全運転の呼び掛けと運転免許返納制度及びサポカー（安全運転サポート車）限定免許に関する周知を行います。
- 運転免許返納制度の推進に係る施策については、返納者の利用ニーズの把握と留萌市に最も適した交通体系を踏まえながら検討していきます。
- 飲酒運転及び酒気帯び運転を根絶するため、警察署や交通安全関係機関との連携により各種啓発活動を推進します。

数値目標

※現状：R2

指標項目	現状	R4	R5	R6	R7	R8
交通事故発生件数 (件)	16	10	10	10	10	10
交通事故死者数 (人)	0	0	0	0	0	0